平成２７年（フ）第１９３０号
札幌市東区北９条東８丁目４番32―605号
債務者　西田　和久
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８５号
三重県伊勢市宮後２丁目14番37号
債務者　田端　珠理
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第５４４号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目25番15号
債務者　野口　智史
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１１４号
札幌市中央区南５条西26丁目１番１―503号
債務者　仲野　公史
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段林　君子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３号
神奈川県逗子市山の根２丁目３番15号　サクラガーデン逗子202
債務者　三橋　宣彦
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６２号
秋田県横手市安田字堰端16番地３　ベルハイム105号室
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第６４号
秋田県横手市増田町増田字新町177番地　増田新町団地13号
債務者　伊藤　栄子
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第８６号
三重県伊勢市宮後２丁目14番37号
債務者　田端　良治
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第４７６７号
大阪市淀川区新北野３丁目13番27―616号
債務者　大森　寛之
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１５５号
大阪市旭区今市２丁目９番14―606号、前住所大阪市旭区森小路２丁目３番27号平山ハイツ202号室
債務者　山本　眞美
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２７０号
大阪府東大阪市小阪１丁目７番２―513号、前住所大阪市淀川区塚本２丁目８番21―606号
債務者　池田美智子
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３８号
大阪市北区長柄東２丁目１番22―306号
債務者　木谷　　実
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３５６号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―716号
債務者　今西　章雄
1　決定年月日時　平成28年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８７号
神戸市東灘区御影塚町１丁目６番12号　メゾン大黒　23号、従前の住所神戸市灘区篠原中町３丁目１番２号
債務者　中野　達也
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０２号
神戸市北区北五葉７丁目１番14―401号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町９丁目14番８―305号
債務者　南　　卓也
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１３号
神戸市北区山田町下谷上字皆森１番地の１201号
債務者　門　　拓夢
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部